

令和6年第10回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年10月10日（木） 午前9時30分～午前10時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：8名）

1番：松岡 哲治

2番：道園 浩二

3番：告宮 幸一

5番：田口 昭広

6番：坂口 武八

7番：寺本 真理子

10番：井川 輝征

11番：片山 幸弘

（欠席：3名）

4番：塚本 壽

8番：尾上 春樹

9番：山田 和治

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博

2番：牧 正徳

3番：中川 光春

4番：矢野 解光

5番：田口 宗一

6番：柿崎 重美

7番：毛利 貞幸

9番：岩崎 健

10番：福浦 昌則

11番：木川 保

12番：道崎 伸二

13番：西村 隆

14番：徳永 健次

（欠席：2名）

8番：坂口 恵美子

15番：淵上 米作

○農業委員会事務局：3名

事務局長：梶 浩之

係長：大浪 和典

主 事：平松 泰義

（欠席：1名）

事務局次長：福田 鉄也

○議 事

日程第1 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第2 報告第20号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画の認可について

日程第3 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第4 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第35号 農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和6年第10回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、4番の〇〇委員、8番の〇〇委員、9番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、10番の〇〇委員、1番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第19号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 3番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 4番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 5番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 6番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおり

	です。 事由は合意による解約です。 議案書の２ページをお願いします。 ７番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 ８番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 ９番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 なお、今回報告しましたうち２番、６番、７番の案件については、今後、賃貸借契約が締結される予定です。それ以外の案件については未定となっております。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１９号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第１９号については、これで終わります。 次に、報告第２０号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の３ページをお願いします。 報告第２０号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画が熊本県知事により認可されたので報告するものです。 １番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の４年１１カ月間です。 ２番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。耕作する作目は野菜及び果樹で、設定期間は更新設定の５年間です。 ３番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は更新設定の５年間です。 以上で説明を終わります。

議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第20号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第20号については、これで終わります。 次に、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の4ページをお願いします。 議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、開拓団入口ツクールバス停の南側、約100mの場所を含む、全部で4筆です。 現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっていますが、譲り受けたあとは田の1筆については水稻、畑の3筆については、自家消費作物を栽培し、適正に管理するとのことでした。 総会資料の2ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。 申請理由ですが、譲渡人は町外に居住しており、耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 所有権移転の部2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、牛淵ツクールバス停の東側、約100mの場所を含む全部で2筆です。 現地確認ですが、申請地は、以前は庭木を販売するための畑として賃貸借の契約が締結され、栽培されていましたが、賃借人が、耕作管理が不可能となり、令和5年2月に合意解約がなされ、それ以来休耕地となっています。今回、譲

受人が譲り受けたあとは、柿や栗の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の4ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理ができないため、譲受人に売り渡す。譲受人は、譲渡人の要望があり、申請地を買い受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、計石保育園前ツクールバス停の西側、約50mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっていますが、譲り受けたあとは、柿や栗の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の6ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人は町外に居住しており、耕作管理ができないため申請地を譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、計石ツクールバス停の南東側、約400mの場所を含む全部で4筆です。

現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっていますが、譲り受けたあとは、水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の8ページをお願いします。契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理ができないため、申請地を子である譲受人に贈与する。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地の贈与を受け、

	耕作管理を行うとのことです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。 所有権移転の部５番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の９ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、白木峠ツクールバス停の南西側、約１５０mの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっていますが、譲り受けたあとは、柿や栗の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の１０ページをお願いします。契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は病気により耕作管理ができないため申請地を譲受人に売り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を買い受け、耕作管理を行うとのことです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、１番及び２番の案件について、担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	１番の案件については、田に稲が作ってあるので問題ないと思いますが、畑は耕作放棄地となっているので、その点については心配ではあります。 ２番の案件については、以前に工事により砂利を入れておりましたが、譲受人が建設業を営んでいる方なのでなんら問題ないと思います。
議長	次に、３番及び４番の案件を５番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	３番の案件については、きれいに管理されていましてのでなんら問題ないと思います。 ４番の案件については、贈与ですので何ら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、５番の案件を３番の〇〇委員にお願いします。

〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第３３号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部１番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 ３番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 ４番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、４番については、原案のとおり決定しました。 ５番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、５番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第３４号「農地法第５条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の５ページをお願いします。 議案第３１号、農地法第５条の規定による許可申請書審議について。 農地法第５条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 転用目的は、宅地拡張です。なお、本案件は追認案件で始末書が添付されております。 総会資料の１１ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、石路の里ツクールバス停の南東側、約２００mの場所です。 現地確認ですが、申請地に囲まれた宅地には住宅が建っており、その住宅に

現在居住者はいないとのことで、申請地は、付随する生け垣や庭木などが植栽されており、住宅と一体となって利用されていたと思われます。申請地周辺に農地は存在せず、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の１２ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

配置については、既に住宅が建っていますので、そのままの状態を利用する計画で、給水については無く、排水は雨水のみで自然透水及び東側の水路へ排水する計画です。

総会資料の１３ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地の広がりには、隣接する農地が存在しないため無しとしています。

総会資料の１４ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり１０ha以上ないため、第２種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は建設業を営んでおり、事業所が申請地に隣接しています。今回、譲受人が住宅を買い受け、従業員の宿泊や休憩の場所として利用を計画しているが、住宅敷地内に農地が３筆含まれていることが判明したため、今回申請するもので、以前の所有者が既に住宅の敷地として利用しており、農地法に不案内なため手続きを怠っていたとの始末書が添付されています。

土地の選定及び代替の可能性についてですが、記載のとおり検討されており、代替の可能性はないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部２番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、嵩上げ用地です。

総会資料の１５ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、長沢公民館の東側、約３００mの場所を含めた全部で２筆です。

現地確認ですが、申請地は令和２年７月豪雨災害により浸水し、それ以降耕作されておらず、申請地の東側に農地は存在しますが、日照・通風に影響はないと感じました。

総会資料の１６ページをお願いします。配置図を載せています。

青色着色部分が今回の所有権移転の申請地部分で、赤色着色部分と赤色斜線部分は後ほど説明しますが、賃借権設定が申請されております。給水は無く、排水は雨水のみで自然透水及び既設排水溝を利用し、河川へ排水する予定です。

総会資料の１７ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地の広がりとは約０．９ｈａです。

総会資料の１８ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりとは１０ｈａ以上ないため、第２種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、譲受人は、瀬戸石発電所に堆積した土砂を平成２４年度より白木の赤尾田地区に搬出してありますが、事業の早期完了が国から求められたことから事業計画を見直した結果、今回申請地に築堤を行う必要があるため、今回申請するものです。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。また、関係機関との協議についても許可及び届出がなされており、問題はありません。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

議案書の６ページをお願いします。

賃借権設定の部１番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、作業用地です。

総会資料の１９ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、長沢公民館の東側、約３００ｍの場所を含めた全部で３筆です。

現地確認ですが、申請地は令和２年７月豪雨災害により浸水し、それ以降耕作されておらず、申請地の東側に農地は存在しますが、日照・通風に影響はないと感じました。

総会資料の２０ページをお願いします。配置図を載せています。

赤色着色部分及び赤色斜線部分が今回の賃借権設定の申請地部分で、青色着色部分は先ほど説明しました所有権移転の部２番で説明しました部分です。給水は無く、排水は雨水のみで自然透水及び既設排水溝を利用し、河川へ排水する予定です。

総会資料の２１ページをお願いします。農地区分図を載せています。

農地の広がりとは約０．９ｈａです。

	総会資料の22ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、先ほども説明しましたが、所有権設定の部1番で説明しました嵩上げを行うため、その作業を行うための資材置場や通路等を一時的に設置するため、今回申請するものです。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。また、関係機関との協議についても許可及び届出がなされており、問題はありません。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、1番の案件について、2番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	隣接農地等もなく、なんら問題ないと思います。 事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、2番及び賃借権設定の部、1番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。 田については、親戚の手伝いで利用していましたので、場所はよくわかっておりました。なんら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	水害の影響で田が使えない状態となっていました。一時転用した後は元に戻し、水路の方も整備されるとのことなのでなんら問題ないと思います。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第34号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 （異議なし）

	異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 賃借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 5 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 3 5 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 1 0 年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 3 5 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。